

萩市立図書館三十周年記念展

展示史料解説

萩藩を語る藩政期文書

場所

萩市立図書館

期間

平成十六年九月二五日～十月三日



## 記念展「萩藩を語る藩政期文書」開催にあたり

萩市立図書館開館の三十周年、及び萩開府四百年を記念して、所蔵史料の展示を行うこととしました。

当図書館には、先人の寄贈による藩政期史料（古文書及び書物類）が凡そ二百点所蔵されています。それらは当館刊行の『郷土資料目録』に収載し、紹介してきましたが、その実物と内容についての具体的な紹介は、なかなか機会が持てなかつた為に人々の関心の外のものとなり、そうしたものが在ることさえ忘れられ、久しい間眠ってきました。この度、それら史料の一部を公開し、藩政期の実情への関心を喚起できたらと願い、この展示を企画しました。

所蔵史料の中には他館に所蔵されているものも多くありますが、記述内容に異同が認められますので、研究上軽視はできません。勿論、当館しか所蔵しない貴重な史料も存在します。展示したもの以外にも、研究上の関心をそえられるものは数多くありますが、それらの紹介については他日の機会に譲りたいと思います。

従来の捉え方を見ると、藩政期史料といえば、藩庁側の文書や記録だけが注目され、重視されがちですが、それでは時代や社会の実態の全体的把握は不十分です。当時の人が、どのように自分の社会・時代を生きたか、その意識・その真実に触れる史料として、今回の展示史料である個人や被支配者が書き残した記録や覚書は当時を率直に語っており、実態の全体的把握には重要な史料と考えられます。

展示史料にはそれぞれ解説を付けました。これらの史料から藩政期の人々がそれぞれの時代の問題とどのように向き合い、どのように取り組んでいたか、その生きた呼吸の具体的な在り様をつかみ取って頂ければ幸甚です。

平成十六年九月

萩市教育委員会

教育長 和田 雄二郎

# 目次

類聚便覽 品定御書附	1
輝元様より林仁左衛門へ御書	
林仁左衛門宛 毛利輝元書状 (仮題)	3
青表紙の内抜書	7
秘録	10
覚書	
宍道玄蕃就晴覚書 (仮題)	13
山内広通控物 全	16
遺徳談林 全	18
下村上書 全	21
江戸御供被仰渡候より江戸御着迄諸控・江戸御着当日より日記	
江戸番手所勤日記 (仮題)	25
家督以後組並諸役其外扣	29
御所帯方御一紙大概抜粹 完	30
役中覚書	34
耳目 御番手口傳書	37
否究目安・地下御普請仕法目安	39
原藤輔在府日記	
江戸番手所勤日記 (仮題)	43
江戸御番手往帰諸	
年表心控	46
樽崎頼三 提兵日録	47
	49

## 類聚 便覧 品定御書附 全

“品定”とは、藩政府が布達した日常生活上の規定であつて、藩士以下農工商の庶民に至るまでの身分階層毎の暮らし振りについて制限を加えたものである。それには罰則があり、“品定”の規程を破れば処罰された。違反が行われてはいないかと“御目附”役の者が常に目を光らしており、その為に例えば婚禮等の時には饗応の料理の目録が御目附の許に提出され、御目附は婚禮の席に臨んで料理を食して確認することも行われたようである。饗応主の方も、抜け道は心得たもので、料理数が皿数で定められているのを逆手にとって、一皿に数種の料理を盛り合わせ、皿数だけを合わせて違反していないと取繕つた。これが問題となつて、禁止されたりしている。

生活規制は着る物から正月や節句等の営み方、婚礼等諸縁組（養子等）の営み方、来客時もてなしの料理の数、法事のやり方等から墓の寸法にまで及んでいる。従つて各家の生活の営み方を見れば 例えば着ているものを見れば、その家その人の身分・階級が一応は分かる訳である。幕藩制時代は身分の区別による社会秩序の維持に厳しい配慮が行われた時代であり、外観上一見して人々の身分や階級が判別できるところが求められたのである。その考え方は儒学者からも支持されるものであつた。その傾向は特に徂徠学派の人々に顕著であり、『某氏意見書』という文化年頃に書かれた長州藩徂徠学派の儒者の手になる書物では、衣服について社会階層毎の色別けを法で定めるよう建言している程である。

この『品定御書附』は、頭書に「類聚便覧」とあるように、時代毎の出入りによる規定の返遷が分かるように編集されており、恐らく目附役の者の便宜に供する為のものであろうことは、緒言を読めば推測される。「品定」は勿論身分制度を維持することで体制の社会秩序を保つとともに、生活が不相応に贅沢に走らないよう奢侈を抑えるところに目的があったのであるが、今から見れば、私的生活への権力の煩瑣にして不当な干渉と言えるものであった。人々にとっては日々の生活に密着したものであるだけに、目附役の看視の眼をくぐつての違反の事例の記録が多く目につくのも、人々の現実の反応を示すものであろう。処罰といっても多くは過料（罰金）や該当物の没収等で終わっている。武士の場合は逼塞等である。

「品定」という規定の下に営まれた人々の生活の様相についての研究、いわば生活史・風俗史・世相史といったものについては、これまでの藩政史研究の面では殆んど空白のまま放置されているといった部門である。従つて実證的な把握や考察の蓄積もない。管見では、旧山口女子大学の教授であった河濟敏子氏の論文「萩藩『類聚参訂品定御書附』翻刻と考察」（『山口女子短期大学研究報告』第 号・第 号）があるだけである。しかしその翻刻も全部ではなく、百姓・町人の関係は割愛したとのことである。参考の為に該論文は本翻字書の後に収録した。

「品定」は藩政期防長の人々の生活を知る上で違反摘発記録（例えば『当職所日記』等）とともに必須の史料・文献であり、また時代考証をする場合等には必携のものでもある。

## 輝元様より林仁左衛門へ御書

林仁左衛門宛 毛利輝元書状（仮題）

ここに写し取られている三通の書状は、慶長十五年（一六一〇）毛利輝元が母方の従弟である林仁左衛門尉元忠（本姓内藤）に与えたものである。輝元の生母妙寿（父隆元の室）は、大内氏の重臣内藤興盛の女で、輝元の書状にも度々その名が出てくる隆春（内藤）の姉である。

林仁左衛門尉は、輝元の母方の叔父隆春の次男で、林家の養子となっていたが、兄の内藤善兵衛尉元家の死後、内藤家に復帰している。

輝元と内藤家の関係は複雑なものがあり、内藤隆春の跡を継いだ元盛は穴戸元秀（母は毛利元就女五竜）の次男であり、隆春の娘と結婚して内藤家を家督したのである。元盛の生母は内藤興盛の女（妙寿の姉）であり、従って輝元とは従弟となる。

そういう複雑で密接な関係から内藤元盛は、元和元年（一六一五）の大坂夏の陣の時、輝元の意を受けて、佐野道可の名で大坂城に入城し徳川方と戦ったが、豊臣方の敗北で大坂城を脱出したものの、毛利家に責任が及ばないようにと切腹させられたのである。

この輝元の書状は林家に代々伝えられていた。手紙の主たる内容は、毛利家安定の為の家臣団統御措置である。すなわち身分秩序・格式の固定を求め、小身侍 下級藩士・足軽・中間等への差別の強調、特に

下級藩士の位置づけについては繰返し言及して関心を払っている。それを若年の当主秀就や彼を補佐する人々へ伝達するよう仁左衛門へ頼んでいるのである。

ところで、この書状によって藩が家中統制上の問題として対処を迫られるという事件が起った。享保九年（一七二四）、林仁左衛門尉の子孫である林仁左衛門と林平八との間に本家末家の確定紛争が起こり、その判定を藩に訴え出たのである。その時、輝元の書状が証拠物として用いられたのであった。

この輝元の書状は内々には早くから藩士の間では知られており、そこに語られている小身の藩士を蔑視する言辞は反感を持たれて、ひそかに問題視されていたものであった。

当時藩は、藩政の改革を推進している時期であって、家臣達の精神的統一を図って身分秩序の自覚を求めようとしていたこともあり、そこから輝元書状を重視して、享保十四年にこれを偽書と断定したのであった。

事実、元禄以降にあつては毛利家中上下間の対立感情・差別への反感は、いろいろな面に事件となつて表れてきていたのである。その一例として、享保三年に、御手職人（藩抱えの職人）が結党して、彼等への木履使用禁止に反対して藩に対して抗議を行ったことが挙げられよう。

林家本末紛争に関する史料として、山口県文書館蔵『毛利家文庫』22諸臣の部の「両林申結御裁断記録」及び「林家御書偽ノ弁、賜林家御書並真疑ノ弁」がある。更に萩市立図書館所蔵の、藩政期の各種事件の記録集『秘録』の中にも書き留められてあるので、その中から輝元の書状が偽物と判断され処分された関

係部分を（林仁左衛門への申渡書のうち）左に引いてみる。

“ 林仁左衛門不慥證文の趣申立理不尽相募、御尋の上知行減少隠居被仰付候事

覚

林仁左衛門

（前略）

一 御判物四通、御書の写十九枚、阿座上内蔵整置候御書の写、周竹書状、貞忠讓状、敦れも時代大い違、其上当所名字年曆旁割荷令相違、第一御判の儀仰付物其外御投を以御改させ被成、御家来中をも重疊僉儀被仰付候処、仁左衛門より差出通の御判物は世上吉通も無之、惣て御不審の廉多候に付て、右の御判物御正判に御立させ可被成候様無之、尤貞忠讓状證文等孰も不分明物と相見得候。（下略）

（中略）

右は林仁左衛門事本末争論の砌、御書等の趣申立候処御詮儀被仰付、似せの御書と申事顕れ、右仰せの御書其外上へ御取上被仰付候。依て世上流布する小身侍を品悪敷書記し候御書付の写と申は偽書にて候事”（傍点引用者）

しかし、特に五月二十一日の日附を持つ第二書は、内容に漢語の使用が多く、概念的な記述のものになっておる等、輝元書状としては疑問が湧くのである。番所の掃除のことにまで言及しており、疑わしい点はいくつも挙げられよう。恐らく側元の筆役の手になる文章であろう。

この第二書が、下級家臣層を厳しく差別して侮蔑するものとして最も問題になったものであろう。それについて、上に引用した『秘録』にはまた次のような項目のものが収録されている。

「此見聞秘録の内、林仁左衛門御咎の御書下ケ有之候（前に紹介した部分のものを指す）。世上流布候所の林仁左衛門之宗瑞様御書といふ物二御中間頭小身侍と申物もの通りを品悪敷書なし有之候八全偽書二候事明白也。世以て此御書下を不存人多候故、右偽書を流布仕候事」

この精しい内容は『秘録』自体を読んで頂きたいが、この輝元書状を偽書と断定した藩当局の判断根拠が駄目を押すように説明されており、藩の立場からする家臣団への配慮がよく出ている。藩の立場から偽書としたものである。

『秘録』は萩市立図書館に写本があり、それとともにその翻字書があるので、関心のある方は、それを見て頂きたい。

## 青表紙の内抜書

ここに出てくる『青表紙』とは、目付役の者の勤務記録の綴りのことである。

青い色の表紙で綴じられているので『青表紙』と言ったものであろう。それから抜録したものがこの写本である。

『青表紙』の全体の内容は すなわち目付の勤務内容は、本書の目次を見れば大体が把握できるであろう。目付には、事件の調査・報告、藩の法令に違反の確認、風俗奢侈の摘発、藩の諸行事における警備等が職務とされているようであつて、裁判権・処罰権はなかつた。今で言えば、警察官と検察官とを合わせた藩内の治安業務を担当する存在であつたのである。

目付役は、禄高二百石通り以上の大組士が勤めるのが常態であつたようであり、奈古屋九郎右衛門以忠（大夏）のように、時として百石に満たない石高の者でも、永年の役人勤めで功劳のあつた者が、その役人生活最後の褒賞として任命される例もあつた。

本書は、『青表紙』の内容の一部（「未不見」とされた部類が多い）を転写したものに過ぎないが、藩政運営上の彼等の役どころが分るのである。

本書の記事は藩政期中頃の（寛文～延享年）ものであるが、特に元禄から享保年間にかけてのものが中心をなしている。「披見済」とされて転写されている部類は次の通りである。

“病人究”・“御扶持方成”・“御城下を離在々之御法事神事御究事・養子聞合其外就御用御目付御陸目付下横目出勤一卷” “作事” ・“御究用心番火事住吉祭礼上巻。”

特に最後の“御究用心番云々”の部には、自殺者をめぐりその生活背景が触れられていたり等世事も対象になっていて、市井の生の様相を窺う契機を提供してくれる。

また“取集”の部では、例えば、四代藩主吉広が死去した時（宝永四年）、その追善の為に施餓鬼会を行ったが、それに与ろうとして群集した庶民が雑踏の混乱から転倒し、死者が出る騒動になったが、その死者の一人一人の名前・住所・性別・年齢等が書き留められている。このような事件を通して、萩の民衆がどのような生活条件や心情の中で生活を送っていたのかがそこから推察され、その頃の萩の社会の像が伝わってくるのである。

最後に、小身の身分で本来ならば目付役にはなれない下級藩士が、目付役を仰せつけられた時にどのように対処しなければならなかったかを、前記の奈古屋九郎右衛門の場合が、『坂翁夜話抜書』と題されたものに、後世からの追記として書き加えられた記事があるので、紹介してみる。

“九郎右衛門御目付役被仰付候節、人馬置所無之二付、外長屋二間二四五間位の作事相願建調、下横目番所中間部屋馬屋等二て役中相調候。七十歳二相成御役御断申出御免被仰付、早速長屋解除の事申候二付、心安者杯一廉建調候て八直様有之候ても已後々々御役二付入用も可有之、夫なり二相濟せ候様申時、九郎右衛門、小身者之大切の御目付役被仰付人馬置所無之故、無扱作事御願仕、被遂御許容建調候へは、

御目付役御免候て八入用無之段八小身者自道人馬張候事勿論無之、最初の願筋連屬ま不致と申、長屋解除候。(下略) ”

目付になったので下横目の者等が奈古屋家へ詰めるようになり、また役目上馬を常備せねばならず、その為の控室や厩の必要が生じ、増築せざるを得なかったのであった。

奈古屋九郎右衛門は、遠近方・蔵元両人役等の要職を勤め、目付役を命ぜられたのは明和九年(一七七二)、免職になったのは安永二年(一七七三)、禄高は八十三石であった。彼は詩人としても、また漢文の文章作成家としても、山県周南門統の一人として当時藩士間では広くその名を知られた知識人であった。

滝鶴台や山根華陽等の文集によくその名が出てくる。

## 秘録

『秘録』と題されているこの写本は、少しの例外はあるが、主として延宝年から享保年（十七世紀後半から十八世紀前半）の期間に発生した藩士をめぐる諸事件の判決記録を選集しているものである。その記録は、藩庁に保存されている関係文書がそのまま引き写されている。そこでは、階級の違いが起こす摩擦から殺傷事件となった事例が多く写し取られているが、それは『秘録』筆録者の関心の所在を物語るものである。そこでは、武士といってもそれは対面に固執して喜怒哀楽で動く生身の人間があらわれてくる。

それら殺傷事件の原因を辿ると、身分上の意地とか、下級身分の者の不敬行為に怒りを爆発させたことが多い。それらの事件性は、当時の階級社会の内部の実相 体面がもたらす心理的抑圧の働きを知る上で重要性を持つのである。

たわいないと言えばたわいない事から事件に発展するケースが見られるが、こうした事が、身分制度の社会的固定という当時の停滞した社会を生きる人々の鬱屈した生活に、一種の新陳代謝として作用したという、その社会的衝動も考え合わせて見るべきであろう。

そのような事件を裁く藩政担当者の判断は、事件の原因を尋ねての黒白の決着よりも、事件の過程において当事者の藩士がどのように振舞ったか、或いは取り計らいの当否如何に重点を置いて科罰の程度を量り、それに基づいて刑を確定している場合が多い。即ち「士」という身分にふさわしい振舞いや処置であ

ったかどうか問題なのであって、その観点からの判断に及第していたならば、当事者藩士は軽い処罰で済み、殺された下級の者（士に対する足軽・中間或いは町人・農民等）は殺され損になるのである。

宝曆・明和・安永と藩の行政上の主要な役職を勤めた能美吉右衛門以成はその著『蔵櫃録』において、人を殺した者は殺す（死刑）と、それを藩刑法執行上の基本理念として表明しており、その為に慎重な事実認定と判断の必要性を強調している。しかし担当者が替れば常時そのように運営された訳ではなかった。（『蔵櫃録』は萩市郷土博物館より翻刻出版されている。）

人間の中の縛れは何時の時代でも同じようにあるが、その縛れをどう観念しどのように対処しているかは、時代時代の社会的メンタリテイの在り方によって異なった表現を見せる。そこが面白いし、人間学的関心が湧くところである。その意味でこの『秘録』は、藩政期の人間の生態を考察する上での資料とすることができよう。それぞれの事件に関する藩庁（為政者たち）の判決の中に、体制維持を図る為の判断上の観念や意識の在り方もまたよく分かるのである。

『秘録』が採録している事件で注目されるものは、どちらも享保年に起ったものであるが、御手職人達（徒党）を組んで藩への木覆（下駄の類）の使用の許可要求を突きつけた事件、及び林仁左衛門家が所蔵してきた毛利輝元書状の認知問題とである。小身侍を蔑視しての取扱い・統御を説く輝元この書状は、享保改革期の藩首脳によって結局偽書とされるのであるが、こういう処置は、当時の家臣団統制の問題・網紀肅正の問題が背後に顕在化していることによって採られたものであったと言えよう。林仁左衛門宛の

輝元書状は、萩市立図書館にその写本が蔵されており、翻字されたものもある。

更にまた、享保年を中心として重要な政治課題となっていた萩本藩と岩国吉川家との対立をめぐって、幕府から出されたという怪文書の件も採録されている。これも当時の長州藩が直面していた政治的状況を照し出すものとして、充分関心をそそられるのである。

なお、“長井四郎被討果候節御賞美の事”までは藩文書の転写であるが、それ以後の記事は『秘録』筆録者自身による考證と聞書である。

## 覚書

宍道玄蕃就晴覚書（仮題）

正徳三年（一七二二）二月、前年の十二月に当職の地位を円満に退職したばかりの宍道玄蕃就晴は、同じ時期に当役を勤めた志道丹宮就保とともに突然在役中の失政を咎められて逼塞を命ぜられ、家禄を削られるということになった。退職時には、藩主吉元（毛利秀就以来の正系が絶えたので、長州藩主であったが宗家を継いで藩主となる）から在役中の苦勞を懇ろに慰勞され、太刀（代金十枚）まで下賜されたのである。それが掌を返したように処罰を受けることとなった。当然就晴には納得できるものではなかった。

その上、就晴の藩政運営を批難して（特に藩借銀の増大と二ヶ年間の半知の実施）出発した後任の政務担当者たちのやり方は、やはり半知を課す等、就晴の政策と同じように藩士百姓に負担を強要するものであり、その経過と効果を見ていると、何故自分が様々な罪名の下に処罰されなければならなかったのかと、就晴はその不当性に怒りを抑え切れなかった。

この「覚書」は、不当に処罰された自分の冤罪（と就晴自身が考えるもの）を晴さんとして享保三年（一七一八）に書かれたものである。その中で就晴自身は、「彼方」と第三人称で表現されている。すなわち、「彼方蟄居の儀」とか「彼方直二被申候」とか、いかにも就晴以外の者の手によって書かれた体裁をとっている。しかし文章を仔細に読み味わい、その内容を注意して辿れば、就晴が自己を第三者的表現にし

て書いていることは分明である。本人の感情が直接ぶつけられている表現に出会うのである。従って自分を“彼方”と第三者にしたのは、本書が藩主に対する抗議である為に、その遠慮として“彼方”という間接的な書き方を採用したものと考えられる。

就晴処罰については、『萩市史』第一巻（四一九～四二〇頁）は次のように書いている。

“宝永八年（四月正徳と改元）までには一万三〇〇〇貫目の負債も相当に償却できるものと期待していたのであったが、正徳二年の決算では、それが意外にも約四倍の五万貫に膨れ上がっていた。

これは全く就晴・就保の責任である。吉元は支藩から入って宗藩の事情に通ぜず、当職・当役の要職にある兩人を信用して藩政を任せ、一〇〇〇石ずつの加増を与えたのであったが、就晴らはその寵愛に慢心し、重税に堪えている土民の苦しみをも思わず、儉約の期間中も一身のおごりにふけていたのである。”（筆者は小川国治氏か）

これは、『毛利十一代史』の記述も、三坂圭治著『萩藩の財政と撫育制度』も同じ見解をとっており、恐らくそれらを鵜呑みにして踏襲したものであるろう。しかしその見解が如何に皮相なものであるかは、例え処罰された就晴の立場から書かれたものであるとは言え、この「覚書」を読めば分かるのである。

『萩市史』等の記述が見落としている大きな事柄の一つは、幕府の経済政策 特にその通貨改鑄が藩財政運営に与えた影響についてである。幕府の通貨改鑄が全国的に及ぼした深大な経済影響については、研究者によって諸書に説かれており、江戸時代経済史の常識となっている。就晴も通貨改鑄がもたらした金

融低滞への対応に言及している。『萩市史』の筆者はそれに一顧も与えていないのである。そして藩借銀の増加を就晴等の個人的奢りに押しつけているのは、歴史家の記述としては軽薄なものと言わざるを得ないであろう。

その外藩首脳部における内部抗争、萩城下商人と藩財政との関わり合い等、当時の藩政実情を考察する上での視点をいくつか提供してくれる。この「覚書」を単に敗者の恨み言として見ることはできないのである。吉元が長府から入って新藩主となったことを契機に、藩政旧習の刷新を図ろうとする藩政担当の若い世代から、就晴・就保等の前藩主吉広以来の重臣は敬遠され排除が図られて、裏面でいろいろな策謀が行われたことが「覚書」からうかがえる。当職就晴と当役就保との間も呼吸の合ったものではない。

「覚書」が明かしているように、就晴が作成した藩財政再建案が藩主に提出されたものの当役就保によって拒否されたり、途中の誰かの手によって握りつぶされたりする。しかしそこに提案された施策のいくつかは、後任の改革派が自分達のものとして行った政策の中に継承されたのである。（例えば半知）。それがまた就晴にとっては我慢できないところであった。

この「覚書」は長州藩享保改革前史として重要な史料となるものであるが、この書の存在は、今まで県下の郷土史家の間にも何故か知られていない。しかしこの書によって、宝永から享保に至る藩財政史の在り様についての従来の捉え方の再検討が求められることになるであろう。

文献として河村一郎「宍道玄蕃就晴のこと」、『長州藩思想史覚書』収）がある。

## 山内広通控物 全

山内縫殿広通は、藩主毛利吉元・同宗広時代（正徳・享保・元文・寛保年を中心とする）に当役・当職等の藩の要職を勤め、長州藩の享保改革を推進したグループの一人である。当役を正徳三年（一七二三）から享保八年（一七二三）の間及び享保十四年（一七二九）から同十九年（一七三四）の間の二期、当職を元文三年（一七三八）から延享元年（一七四四）の間勤めている。その後、国方加判役となり、延享四年（一七四七）に六十歳で死去した。広通が当職時代に手を着けた藩財政再建政策は、坂九郎左衛門時存が宝暦八年（一七五八）に答申した藩政改革意見書（『毛利十一代史』収『御国政再興記』）を介して、藩主重就の宝暦改革に継承された面を持つものである。山内家は寄組上層の家筋である。

『山内広通控物』と題される本書は、広通が当役を勤めた時期に、彼の許に提出されてきた上申書や報告もの、また彼が藩内事情や問題の理解を求めて幕府関係者に説明したり、藩主の官位昇進についての見込みの検討や或は役務執行上の参考としての先例の覚等が綴られている。

これ等から吉元・宗広時代の藩の問題点及び藩政担当者としての政務上の課題に対する広通の意識の一端がうかがえる。それらのうち、桂能登広保の藩政改革上申書や坂時存の上書及び藩主諮問への答申書、当時藩が抱えていた支藩との問題を幕府老中の用人に説明して理解を求めた内容の覚書等は注意されるところである。享保十七年（一七三二）秋の虫害による大凶作における藩内被害状況及びそれらへの対策

について幕府への報告書が控えとられているが、当時広通は当役であった。また江戸藩邸勤務の人員や藩主参勤時の供人数等が記されているが、これは困難な藩財政への対処の一環として人員削減の参考にするためのものとしてであろうか。

領内民政の事柄には言及されるところがないが、それは本書に控え取られているものが広通が当役勤務時の役務上のものばかりが対象になっているからである。このように、当役時のものがまとめられているところから、彼の当職時のものもこのような控物として残されている可能性が考えられる。しかし現在までのところでは発見されていないし、かつて在ったという報告もない。

山内広通と坂時存とは藩政執行・執務上深い関係をもつものであるが、それをよく物語る史料は時存の『遺塵抄』外いくつがあるが、その一つとして時存が『御役目付』と題して広通に証明を求めて提出したものが、萩市郷土博物館に寄託物として所在している。



となっているが、藩政の中心に位置することはなかった。

宗広が、父吉元の死去により家督を継いだのは享保十六年の十五歳の時であった。その翌十七年（一七三二）西日本は蝗害による大飢饉となり（いわゆる享保の大飢饉。江戸時代三大飢饉の一つである）、長州藩領の受けた被害も甚大で、藩から幕府への報告によると減収二十八万五千石で実収七万六千石、飢餓人約十七万七千人とあり、藩財政に及ぼした影響は深刻であった。宗広の治政は、この大飢饉被害からの復興を課題として発足したのである。父吉元以来の藩政改革（いわゆる享保の改革）は頓挫し、藩財政は窮迫して、以後連年藩士・百姓に重い強制出米銀が課せられることになった。ただ元文五年と寛保元年とは士民救済の宗広の希望によって、旅役費出米だけに軽減された。

宗広が萩城下の都市整備に熱意を見せたことは『遺徳談林』においても強調されている。今日にも残っている菊ヶ浜松原の造成、惣門大手の掘抜、松本・橋本両川の浚渫と土手普請、大溝（藍場川）の川船通行開削工事等が挙げられるのである。民生上の環境整備に着眼していたことは、宝暦改革を行った重就には乏しい面であると言えよう。

寛保二年（一七四二）長州藩は幕府から利根川堤防修築工事の課役を命ぜられた。この課役は下村弥三右衛門の『下村弥三右衛門上書』中の「御内咄之廉書」（天明元年）によると、この課役は、宗広の指示で行った阿武川筋の浚渫改修工事が幕府に長州藩は財政豊かだとの印象を与えたからだと指摘している。

宗広は幼い時から山県周南の薫陶を受けて藩主としての人格形成を行ってきたので、周南への敬慕は特

別なものがあつたようである。徂徠学によって訓育された宗広は、民間の意見を聴こうとして明倫館の前に投書箱を設けたが、その宗広の意図が周知されるようにと周南が最初の投書を行って例を示したという。徂徠学からの影響は、更に音楽への愛好となつてあらわれた。宗広自身笙を嗜み、侍臣や政府の重臣達もそれぞれ愛好の楽器を持っていて、城内東園で演奏会が度々行われた。周南は師の萩生徂徠から笙を習っていた。明倫館には学生たちの楽隊が編成され、東園演奏会にも参加した。その中には羯鼓がこ担当の栗山考庵の姿もあつた。その具体的な状況は、上記周南の「日記」に書き留められている。

宗広時代の藩政の重鎮は山内広通であつた。彼が構想した藩財政再建策は、重就の藩政改革の指標として継承されて宝暦改革として具体化されることになる。そのことは重就の侍臣が書いた『御国政再興記』（『毛利十一代史』収）に語られている。ただその継承は換骨奪胎されて「撫育方」の設置となり、藩主直轄下の営利追求蓄財機関として現実化したのである。重就の政策がどのような状態をもたらしただかを語っているのが能美吉右衛門以成の『葦櫃録』（萩市郷土博物館刊）であり、萩市立図書館蔵の『下村弥三右衛門上書』である。

宗広時代は享保改革を承けて山内広通・桂広保・坂時存等が活動した時期であり、その施設の状態がもっと考察されて然るべきだと思われるのである。

## 『下村上書』について

藩政改革は長州藩でも何度か行われているが、第七代藩主毛利重就が行った藩政改革（長州藩の宝暦改革と呼ばれる）として名高いものに、宝暦十三年（一七六三）における“撫育方”の新設がある。

撫育方は幕末期の長州藩の政治活動を資金的に可能にしたものとして評価されているが、しかし現実的には撫育方の存在は藩本会計（“本勘”という）を抑圧し対立するものとして、藩政の上に種々の問題を生んできた機関であった。その対立の端的な現れの一つとして下村弥三右衛門の『下村上書』がある。

撫育方は、宝暦十一年（一七六一）から行われたいわゆる宝暦検地（長州藩最後の検地）によって打出された石高増加による増加貢租四万石余をもつて、本勘とは別個の独立した藩主直属の営利事業機関として設けられたものであった。撫育方の設置に当って、藩主重就は藩財政担当の当職座に対して、

“宝暦九年定る所の仕組帳請の物成（年貢・貢租）を以て自今凡およその分限（『御国政再興記』第一）とするよう申し渡している。すなわち本勘（藩本会計）の財源としては今後は宝暦九年の貢租高分しか認めないから、それで藩財政の運営をするようにと命じたのである。以後それが遵守されてきたのであったが、社会経済の動きを無視したこの決定は、本勘を慢性的な赤字状態に放置するものとなった。そしてその赤字を埋めるには、大坂等の町人からの借銀とともに藩士・農民へ対して馳走出米銀という名目の強制寄附（法外貢租）を課することで遣り繰りをつけようとすることになる。その結果馳走出米銀は常態とな

つて藩士・農民を苦しめたのである。

馳走出米銀でもっとも甚しいものは、安永七年（一七七八）に発令された十ヶ年間の半知（知行米の半分を召し上げるもので、「二十石掛り」と言う）であって、それを文化年頃に書かれた『某氏意見書』（『日本経済大典』第四十八巻収）は次のように書き記している。

“安永の比国財続かずして、御家来中の半禄を召上らる。是を半知十ヶ年御仕組といふ。重く禄米を召上玉ふ故、其令を受けざる者あらんとて、十ヶ年禄米を出すこと能はざる者は御暇給るたまわべければ（主従の縁を切る）、勝手次第に申出べしとの事なりしゆゑ、止むことを得ず其令を受、泣々なくなく其節を取続きて今日に至れり。誠に申すべき言ことばなき命いのちにて、各骨髓おのほのに徹せりと其世の遺老多ければ物語しける。

また吉田松陰も次のように書いている。

“余曾て聞くことあり。英雲公（藩主重就のこと）の世、十ヶ年半知の御馳走なれども、其間御惠銀とては只だ一度百石に百目を賜はりしのみ。（『講孟余話』安政三年五月十七日夜の条）

幕府の課役等による止むを得ない支出が生じた場合、本来は本勘（藩本会計）の負担となるのであるが、本勘が負担し切れない事態の時は藩主の許可で撫育方からの流用が行われたが、それはどこまでも藩主の裁断によるものであった。その流用は撫育方からの借銀として本勘には返済の義務が課せられたが、時には返済が免除されることもあり、それも藩主の裁断によった。

このような本勘と撫育方との在り様ありように対して、抜本的に赤字を解消して本勘を建て直す為の最後の手段として考え出されたのが、撫育方に収まる貢租を十八年間本勘の財源として歳入に繰り入れるというものであった。この案は、安永から天明年にかけて藩財政運営を担当した当職益田又兵衛（のち越中）就祥・当職手元役能美吉右衛門以成・所帯方筆頭下村弥三右衛門政武が一致して到達したところの、本勘の自立と健全化の為の結論であった。（能美以成著『蔵櫃録』参照のこと。萩市郷土博物館刊）。

天明二年（一七八二）八月、藩主重就は隠居したが、新藩主治親に藩の財政事態を説明する為に当職座責任者の益田・能美・下村の三人は揃って江戸に出張した。そして、役付の面々心得別て肝要の儀”につき江戸方役人総出座する前で、直面する藩財政状態の詳しい説明を行ったのである。その席で、“明暮の思案二も人民の油を絞取候工夫二掛り候八口惜次第”として下村が話した内容が、「御所帯御実用の大括申上の手控」として『下村上書』に収められている。

しかし、この時は撫育方収納分の貢租を十八年間本勘の収納とすることを求めてはいない。それを正式に求めるのは、翌天明三年（一七八三）になってからである。この要求を新藩主治親は、重就の定めたところに背くとして拒否した。その結果、益田就祥は当職を退いて隠居し、能美以成・下村政武は免職となつた上に処罰されることになつたのである。

以後、撫育方収納分貢租の本勘繰入要求くりいれは持ち出されることはなかったが、本勘の赤字問題は常に藩政運営上の課題として生き続け、馳走出米銀も常態化して幕末まで続くのである。そうした事態への対処の

一つとして、寛政十二年（一八〇〇）九代藩主斉房の時に、撫育方の貯蔵金全部を本勘に組入れて実施された「永久三ツ成」がある。

『下村上書』は「御内咄之廉書」（天明元年十一月）及び「御所帯御実用之大括申上之手控」（天明二年八月）を中心にまとめられているが、特に注目すべきは、当職益田就祥の下問に答えて差出された「御内咄之廉書」である。そこには重就施政に対して齒に衣を着せない批判が披瀝されている。下村は安永六年（一七七七）に所帯方勤務となったのであるが、それまでは撫育方頭人であった。彼の批判は机上論ではないのであって、実体験に裏打ちされた説得力を持つものであった。

一旦処罰したものの下村政武という人材を幕府は無視できず、天明六年（一七八六）には先大津代官に任用し、以後遠近方を経て所帯方に再任、寛政六年（一七九四）八月五日、所帯方在役中死去した。しかし事務能吏以上の働きはしていないようである。

宝暦改革という毛利重就の治政の性格とその問題点の考察については、河村一郎氏「御国政再興記のこと」（『長州藩思想史覚書』収）及び同『蔵櫃録』が語るもの、毛利重就藩政改革への視覚（『防長藩政期への視座』収）を参照されたい。両著とも当萩市立図書館にある。

## 江戸御供被仰渡候より江戸御着迄諸控

### 江戸御着当日より日記

江戸番手諸勤日記（仮題）

本書は、長州藩大組の士である岡惣左衛門正勝の江戸番手所勤の日記である。上中下三巻のものであるが、今は下巻は失われている。萩市立図書館所蔵であるが、本人直筆のものであるかどうか分からない。

岡惣左衛門正勝は宝暦二年（一七五二）十二月十二日に、来春の藩主参勤に伴う江戸番手所勤の命令を受けたのであるが、それは彼にとっては三回目の江戸勤番であった。通達のあった日からは翌年三月の萩出立に向けての準備で急に多忙となる。藩への様々な届や願書の提出、身分に相応しい旅支度の整えや、江戸での必要品の荷造り等に追われるのである。

彼は馬持ちの身分であったようであるから、三百石通りのクラスでもあつたらうか。参勤道中は騎馬によるお供を認められ、当然自分の持ち馬で従つのであるが、合憎長旅に堪えられる状態の馬でなかったら藩の馬の貸与を願い出たが許されなかった。仕方がないので新たに馬を買入れている。

御使番としての彼が江戸へ召連れる家来は若党以下十名である。彼等へ給与する手当や諸支度の要費はかなりの額になったであろうが、それをどのように調達したかとともに日記中には記されていない。

彼は延享五年（一七四八）四月以来御使番役を勤めており、参勤道中においても途中通過する諸藩へ挨拶

拶の使者を勤めている。因みにこの度の参勤はすべて陸路であった。使者役と道中行列の馬による先乗り警備が彼の役目であった。

江戸藩邸（桜田上屋敷）での彼の職務は、藩邸玄関の式台に控えていて幕府や他藩からの使者や来客の取次ぎ及び他藩への使者に立つこと。他家の仏事に代参すること、また火事の際の出動といったことである。月に何日かの公休日があるが、それも使者を命じられて休めないことが多い。全くの休日には、たまには外出して名所を訪ねたりしている。家来を連れて自分の固屋（部屋）を与えられているのであるが、そこでの日常の動静は記されない。ただ従者が病氣した時、その者の看病の為に一夜中燈を点す公許を求める願書は記されている。これは藩との関係のものだからである。

この度の参勤は、宝暦元年（一七五一）に長府藩主から入って本家を継いで長州藩主となったばかりの毛利重就にとっては、最初の参勤であった。前藩主毛利宗広以来藩の財政状況は切迫しており、特に宝暦二年には債権者である大阪町人に対し藩借銀当年分の返済の拒絶を行ったり、また藩米売払いに関する米切手をめぐって大阪仲買商人から訴訟を起されたり、藩財政の資金調達は困難を極める状態に陥っていたのである。

そういう状況は岡惣左衛門の耳にも入っていたであろうが、それについてはこの日記には全く記されていない。しかし関心を持っていたことは、二・三の役人の動きを記した記事からも分かるのである。六月七日の条には、

“羽仁正左衛門都野正兵衛着任候へとも御用筋一切相聞へ不申候事”

との記事が見える。当時羽仁は当職手元役であり、都野は所帯方（財政担当）であって共に藩財政担当者である。『毛利十一代史』によると、二人は財政対策で出府したもので、家臣に増出米（馳走出米）を課する件と藩札通用についての協議であったことが分かる。その結果、当年の馳走出米は十五石掛り（禄高百石につき十五石の藩への強制寄附）に決定されたのであった。

また八月五日には

“梨羽頼母殿明日爰元出足”

との記事が見える。これも財政協議の為に出府したもので、その結果が五ヶ年間の非常緊縮財政採用の発令となったのである。その他に江戸勤務について支給される手当も遅配になった記事もあり、七月十二日の条には、

“いづれも内證差問二付、頭衆より歎なげきの覚書被差出、段々物筋へも申込候処二上二も至極御差詰被成、其上（国元よりの）御仕送り銀等も無之故、御了簡も難被なさせられ為成候たくへとも、皆々至極差詰二付、暮迄の内二御仕立壹ヶ月催相銀もあいの分繰越ニシテ御貸渡可被仰付候。然共且々御銀子無之二付、御仕送り有之次第二渡方可被仰付との御事”

と見え、公務に従事しながらの懐工合の苦しさが述べられている。この請願に対して、藩当局もお手あげの状態であったことが察せられるのである。江戸番手を務めるのは、家計を強く圧迫することになるの

で、種々の口実を設けて勤務を断る者が多かったことが諸史料に見える。藩への借銀願い出で以外に原惣佐衛門はどのような遣り繰りをしたのか、そうしたことも記されていたならば、この日記の史料価値も上がったであろうと思われる。

日記中に、直接の上司として出頭役が出てくるが、この役の職務内容については、『もりのしげり』等を見ても説明が抽象的すぎてよく分からないのであったが、この日記で具体的に理解できた。今日から言えば総務課的な仕事の担当である。

今まで、この日記のような政務担当でない者の記録ものは、藩史研究上では軽視乃至無視されてきた。しかし番役を勤める藩士の具体的な勤務の姿を知ろうとすれば、この日記のような記録は欠かせないものである。この日記に見られる藩士の姿は、武士というよりもサラリーマンの姿である。武士の階級としては上であっても、藩政担当の実務（役方）からは疎外されている様子が浮かび上がってくるのである。

## 家督以後組並諸役其外扣

島尾家は宝暦年時に禄高三百六拾六石であつた大組中級の藩士である。代々の当主は、施政事務関係である。役方 よりも、武士本来の職務である。番方 を勤めることの方が多かつたようである。宝永から享保に及んでの当主島尾甚右衛門種良は三田尻町奉行・公儀人（幕府や他藩との交渉役）を勤め、元文から宝暦にかけての当主島尾五郎右衛門種親は町奉行（萩）・公儀人を務めているが、これは例外のケースであつた。

『家督以後組並諸役其外扣』<sup>ひかえ</sup>は、右記の五郎右衛門種親の後を嗣いだ甚右衛門種房が書き残したもので、宝暦末から明和八年（一七七七）にかけての、番方 諸役の所勤記録である。六代藩主毛利宗広の遺児誠姫付となり、明和二年（一七六五）には誠子が会津藩主松平肥後守容綏との結婚の為に江戸へ赴いた時は、行列の騎馬先乗りを命ぜられて出府している。また明和四年から同七年にかけては家計逼迫の為、扶持方成（藩より家計破綻を認定されて、藩の生活保護の看視下に入ること）となつている。そんな窮状の実態については何ら語られてないのが、資料としては残念である。

## 御所帯方御一紙大概抜粹

宝暦十一年（一七六一）、時の長州藩主毛利重就は連年の赤字によって借銀と家臣農民等からの御馳走出米銀とを重ねる破滅的な藩財政の建て直しを図って検地に着手し（当時は広狹<sup>な</sup>採しと称された）、ここに長州藩の宝暦改革と言われる藩政改革が開始されたのである。この検地により高四万石余の増加となり、それによる藩府に収まる租米は四ツ成計算で一萬六千九百余石（米銀換算の公定相場銀百目につき二石替えの銀にして八百四拾五貫余）の増収となったが、藩主重就はそれを本堪（藩本会計）の収入とせず、別途独立した会計としてそれを基に撫育方という役所を新設したのであった。

撫育方は、収益事業を営んで利潤の蓄積を図る藩営の営利機関として計画されたものである。ここに宝暦改革の特別な性格がある。従って本勘は検地以前の歳入規模に固定され、旧態依然の借銀と御馳走米銀に頼るといふ体質は少しも改革されなかつたのである。その上撫育方は藩主直轄の機関とされた為に、藩政運営財務調達担当の責任機構である当取方（直接当部署はそのうちの所帯方）は撫育方の運営から閉め出されたのである。撫育方は確実に利益を蓄積していったが、その蓄積を何にどのように使うかは藩主の意志で決定されることであつたから、当取方は本勘の赤字を補填する為に撫育方の蓄積を当てにすることはできなかつた。撫育方の蓄積を本勘に流用するよう要求することは重就によって禁じられたのである。

しかし財政赤字対策の窮余の策として、当職方から撫育方会計の米銀の流用を求める意志は強く存在し、

当職方と藩主の意志との対立は藩財政運営上の大きな問題として存在したのである。その対立を記したものに、能美吉右衛門以成が書き残した『蔵櫃録』（萩市郷土博物館刊）がある。撫育方の問題は従来余り関心が示されていなかったが、最近漸く注目されるようになった。撫育方（撫育局）の功罪については、総括的に考察した研究の出現が望まれるのである。

ここに飜字した『御所帯方御一紙大概抜粹』（以下『大概抜粹』）は、宝暦改革が始まった宝暦十一年よりほぼ十年を経過した安永三年（一七七四）から同四年にかけての本勘の予算見積りとしてまとめられたものであって、当然撫育方の会計については触れられていない。当時は米の収穫時期に合わせて、八月から翌年の七月までを經理の一か年間としていた。經理内容は一般に知らされることはなく、関係者以外には秘されてきたのであって、この『大概抜粹』も藩の機密文書と言えるものである。本写本にも

“ 此書八何某何所二秘置候を荒こ抜書いたし ”  
たものとの注記が付され、“ 不免他見 ”（他見を免さず）と表紙に書かれている。

最近刊行された（平成十三年）『山口県史・史料編近世3』に、毛利家文庫（山口県文書館蔵）にある『御所帯根積』（政理 47）が収められている。これは宝暦検地の終了した年より約十年前の宝暦四年時の藩本会計（本勘）の予算書であるが、それと『大概抜粹』との本勘歳入を比較して見る時、宝暦検地は本勘にとって基本的には無縁（増収にならない）であったことが認められるのである。すなわち本勘が重い負債をかかえる赤字状態は変わらず、それへの対処として家臣や領民からの強制出米銀（御馳走米銀）

に依存するやり方も同じように採用されるのである。宝暦改革前後の藩政財務状況を比較考究する上で、この『大概抜粹』が『山口県史』資料編に収録されなかったのは残念である。今まで藩財政に関する研究の実績はあるが、こうした予算書を利用しての分析考察は余り見られないようだ。

安永三年十一月現時の数量見込みでまとめられた『大概抜粹』の収支見積りは、上記の能美吉右衛門が関与主唱してまとめられた可能性が考えられる。というのは能美右衛門は安永三年八月に大坂頭人役から当職手元役に異動してきたばかりであったからである。大坂頭人役は藩財政運営資金の調達役として重要なポストであり、藩財政と密接に関係した役である。藩は安永二年に三ヶ年の非常儉政令を発し（その時の当職は毛利駿河就盈、当職副役として宝暦改革に活躍した高洲平七就忠が任ぜられていた）、藩士に半知（二十石掛りという知行実収の半減）の馳走出米を命じていた。そうした財政窮迫に対して安永三年に撫育方から本勘へ銀二千六百二十貫の貸与が許可されているが、『大概抜粹』の見積り数字は、そういう状況を背景においてまとめられたものであろう。安永四年八月から同五年七月の間の財政不足額は五千二百九〇貫とある。

藩は安永七年十月に十ヶ年間の半知を令しており、藩財政窮迫の状態とともに藩士農民への負担重圧の様子が窺えるのである。その時藩政府は

“重く禄米を召上玉ふ故、其令を受ざる者あらんとて、十ヶ年禄米を出すこと能はざる者は御暇を給るべければ、勝手次第に申出べし”

との通達を出した。

“誠に申すべき言ことばなき敵命にて、各骨髓に徹せりと其世の遺老多ければ物語しける”  
という状態であったのである（『某氏意見書』巻之二）。

吉田松陰はこの十年間半知令について次のように述べている。

“余曾て聞くことあり。英雲公（毛利重就のこと）の世、十ヶ年半知の御馳走なれども、其の間御恵銀  
としては只だ一度百石に百目を賜はりしのみ。”（岩波普及版『吉田松陰全集』第三巻『講孟余話』三九  
〇頁）。

## 役中覚書

寛政年、長門国阿武郡須佐の給領主益田家において、財政再建をめぐって家中を二分しての抗争が起った。『役中覚書』（以下『覚書』）は、その渦中にあつた人物によって書かれたものであるが、その名は判らない。当時の益田家財政がどのような状態であつたかは、本書の冒頭の記述で凡そのことは推測できる。破算状態にあつたのである。

“ 過ぐる巳の歳（天明五）繰巻相成り難く（財政破綻し）、過ぐる酉の歳（寛政元）まで五ヶ年間の重き儉約存じ立てられ、家来中えも増出米申しつけられ、五ヶ年の内中年三年（あいた間の三ヶ年）の儀は大小身共壹ツ成（四分の一）の手取申付けられ候程の所帯向にて、上下難澁の仕合（めぐり合せ）に罷り居り、就中小身通の者別して艱難に堪え兼ね罷り居り候。然る処酉の歳には儉約明けの年限には候えども、仕組（財政再建実施）の印しこれ無く、却って年増し借銀山高に相成り云々（読み下し表記に改める）その間、天明六年（一七八六）に旧来の家中の法令を停めて家臣の給与を四分の一にしてまで財政再建に取組んだが失敗したとある。ただその再建策の全容が具体的にどのようなものであつたか、『覚書』では上に諂うものであつたとしているが、それ以上には記述されることはない。その後の経緯にしても本書から分かるものは外面的なことのみで、対立間の論議の内容、経済環境との関わり合い、家中の者の意識の動向等については何ら記されていないので、事件の性格を客観的に把握し分析することができない。

従来、藩段階を対象にした研究は数多く出ているが、給領地等の藩の下部の領有の実態を社会・時代状況の中で構造的に考察するものは非常に少ないようである。「覚書」が記す益田家政についても、そうした視点からの考察の資となるものはない。給領主の知行地行政は、藩の政策に翻弄されるだけのものであったかも知れないが、そこに生活の基盤を置く土農工商は藩と給領主との二重統制の下に生活したのであり、そこから自然独自性を求めようとする意識が生じたであろう。その実態の解明に郷土史家はもつと問題意識を持つてよいのではないかと思われる。

『覚書』が書かれた当時の益田家当主は丹後就恭で、寛政二年から藩の国許加判役を勤めている。前当主越中就祥は藩の当職を勤め、長州藩の宝暦改革と言われる藩主毛利重就が主導する藩政改革下に、防長両国の民政を担当した存在であった。就祥をトップとする民政担当部局が、重就が打出す政策をどのように見ていたか、それは就祥の下で手元役を勤めた能美吉右衛門以成が書き残した『蔵櫃録』（萩市郷土博物館刊）によって識ることができる。利益追求の重就の政策に反対であったのである。

就祥以下の民政首脳は藩財政安定を計って、重就が創設した撫育方の財源を十八年間藩本会計へ編入するよう要求したが、それによって役職を免ぜられて処罰され、就祥は隠居させられた。藩の財政対策の実態が益田家中の財政状況に影響していたことは考えられる。藩主重就の藩政改革では、一門・益田・福原以下家中の者の給与は半知（二分の一）になって、それが十年間続いたこともあるのに対して、益田家の者は四分の一の給与に減らされているのである。

享和二年（一八〇二）にも益田家中では騒動が起きているが（毛利家文庫9 諸省 483 「須佐騒動一件 御裁許記録」。山口県文書館蔵）、『覚書』が語る一件とどのように繋がるものか、今後の研究に委ねられている。

『役中覚書』の事件以後、益田家領の財政はどのようになっていくのか、それは一給領地の財政事情ではあるが、藩の施策のもたらすところとも関連するものでもあるので、関心されるのである。特に幕末期益田家当主は、吉田松陰からも活躍を期待されながら禁門の変の責任を負わされて切腹させられた益田親施であり、及び益田家が享保年間に設けた学校教育英館生徒の活躍があるだけに、それら活動を裏づける財政の実状に注目されるのである。

「御目付役」の職務として時山弥八編著『もりのしげり』は次のように説明している。

「守法官ニシテ国憲諸状ノ導否ヲ審視シ、一状ノ正雅ヲ探偵シ、賞罪ノ資ト為スコトヲ司ル。又異変ノ際二八軍監ノ職務ヲ採ルナリ。其人員十人アリ、依テ十人目附トモ云フ。後十二三人トナリ云々

国憲とあるのは幕府と藩の法令ということである。右の解説は簡略すぎて実際のことがよく分らないが、要するに今日で言えば警察と検察とを合わせた役務ということになるであろう。大組でも三百石通り以下二百石通り以上（ほぼ三百五十石以下百五十石以上）の土が主として任命されていたようである。

宝暦年前後（一七五〇年前後）に藩の当職座の主要な事務ポストを勤めて能吏として知られた奈古屋九郎右衛門以忠は百石に充たない家禄であったが、役人勤めの最後に目付役を命じられ、それを小禄の者には名誉なことだと感謝している。しかし目付役になると、配下として付けられた下横目等が九郎右衛門の自宅に詰めることになるので、その詰所及び厩を増築しなければならなかった。だが目付役を免ぜられると、小身者の自分の家にはふさわしくないと、折角のものを取り壊している。

目付役の者が日々どのような勤務に従事していたのか、それを具体的に記録した日記とか覚書とかにして残してくれたものにはなかなかお目にかかれない。この写本「耳目御番手口伝書」は、江戸番手所勤となった目付役が自らの勤務内容やその要領を書き留めたものであり、従って江戸での事柄しか分からない

が、目付役の職務を知る上で参考になる。しかしそれは上司等に提出する書類の書きようとか、藩から支給される江戸勤務上の諸手当（国許での勤務手当とは相違があった）とか、配下の者等への心遣い、江戸藩邸来訪の客の送迎時の心得、道中各種の経費等の心覚えが主であって、職務遂行上において出会った具体的な実事をどのように処理したかという経緯については、何も記されていないのである。従って目付役の実際の活動行為については何も知ることはできない。

「耳目御番手口伝書」が書かれた時期については明記されていないので確認することができないが、記載の内容から大体の時期は推量される。その手がかりとして次のような記事がある。

“一年始御料理上々様方被仰請候節八……尤瑤台院様より八麻布同役之八御包不被下候（「御目附江戸勤方の覚」の内）

右の瑤台院とは長州藩七代藩主毛利重就の息女で、初め清末藩主毛利匡邦に嫁したが、離縁となつて後越中富山藩主前田利謙に嫁して、文化十一年五月二十五日に死去した人である。従つてこの書は文化十一年以前に書かれたと見なし得るのである。長州藩主斉熙の時代である。

書中赤字の文は、後人の記入で、恐らく目付役の人のものである。

本書の作者は誰であるか、今のところ不明である。

## 否究目安・地下御普請仕法目安

“否究”の“否”とは、年貢の対象地である田畠が、洪水とか山崩れとかによって被害を受け、耕作不能となることを言う。田畠が被害を受けると所有主の百姓は庄屋に届け出て、庄屋は管下の被害田畠をまとめて大庄屋を通じて所轄の代官に報告し、代官は郡奉行に報告して、藩庁より被害状況の確定の為の現地調査が行われることになる。被害程度の判定によって年貢の減免措置が執られるのである。

“否”には“永否”と“当否”とがあり、享保年頃に書かれた『県令初問集』によると、

“五ヶ年七ヶ年の年貢米にても戻り申さず（復旧不能）、崩れ入り砂入り多く、又は川成りに成り候所を永否と申し相定まり候。往々精力次第（で）戻り申すべき所をば、先づ当否の沙汰に仕り置き候。”

（読み下し表記とし、送り仮名等を加える。以下同じ）

とある。すなわち

“いかほど人力を懸け候ても直り申すこと相成らず候を永否”

と言い、永久課税免除となる。そうでないのが“当否”である。

因みに『県令初問集』（萩市郷土博物館蔵伊藤家文書）は別名『御代官諸役心得書』又は『郡政県令或問』とも題され、ともに山口県文書館蔵毛利家文庫に所在する。『県令初問集』の小田村公望（号廓山）の序によると、本書は正徳・享保年に熊毛・都濃・吉田各宰判の代官を勤めた神村喜兵衛親之によって物

されたもののものである。

“否究”とは、被害程度を実地に調査（検見<sup>けみ</sup>）して、永否か当否かを決定することである。当否と認定された場合は復旧工事が実施される。

本写本『否安目安・地下御普請仕法目安』は、被害状況の確定調査と復旧工事とについての手引書・心得書であり、復旧工事に要する労力や資材の単価や設計仕様、その他注意すべき事柄等のノーハウが記され、また認定作業上の忠告も書き加えられている。例えを挙げれば次のようである。

“ 畠否の儀は起し能き物につき、否究の節も大概にては永否には究め申さざる物に候。山畠杯は永否これ有る所もこれあり候わば縄竿を入れ、畝不足相立ち候わば堀添え申し付け候か、場所により其の筋相成らず候わば永否にして差し置かるべく候。里畠石高の所には永否床これあるもの候えども、場所山に候えば永否にして捨置くは帳面計りにて、現土地は作仕る分これ有るべく候。此の類<sup>たぐい</sup>人力遣い及び申さず候分もこれ有るべく候哉<sup>か</sup>、又は里畠其の外田並の畠（が）否田へ入り候分もこれ有るべく候えば、気を付け申すべく候。是れは御法に非ず候えども、百姓迷惑は却<sup>ふ</sup>つて不御<sup>おんため</sup>為につき、心持ち記し置き候事

底本には久保久成（五郎左衛門）の名が記されているが、この人が後来の者の為に本書を著わしたものであろうか。どうかは慎重に判断すべきであろう。先人の著を写し取ったとも考えられるのである。

久保五郎左衛門久成と言え、吉田松陰について関心を持たれる人にはすぐ思い当られることと思われ

るが、松陰の養母である久満が吉田大助と結婚する時その養父となった人で、後に松下村塾と称される私塾を開いた人でもある。階級からすれば彼は、藩民政の現場の業務に携わるポストに任用される下級大組士に属しており、どのような役務を歴任したか確認できないが、このような現場所勤上の手引書を著すに相応しい存在ではある。

本書の著者の推定に関しては、書中の次の記事が一つの参考になろう。

“ 享和三亥八月、先大津御代官役中、御普請方坪井与右衛門神田吉右衛門舟合、当島御普請方阿座上丈助其外諸才判功者の御普請方申談、仕役積相調候事

これから見ると先大津代官勤務中の著者が、配下の普請方の者と相談したとの表現に読める。享和三年の先大津代官は佐藤権兵衛教忠であり、右の文の書き方から見ると本書は佐藤権兵衛によって書かれたようにも取れるのである。御普請方とは、今日で言えば土木課に当り、各宰判に設けられていた役職であり、代官の配下に属する。

本書から、当時の土木工事の仕様や経費の計算根基、当時の人夫賃銀や資材の単価等を知ることができ。従来こうした部門（工事技術の実態・施工要領等）への着目・研究は、防長近代史においては等閑に附されてきたところである。また本書のように現場作業に密着した記録は数少なく、史料としての性格もその点にある。

本書の記事が、藩政期を通じて不変であったと受取ることにはできない。その内容や数値は、時代の状況

の変化及び技術の発展向上の度合によって変更を余儀なくされるのである。有名な天保二年（一八三一）の長州藩内の大一揆によって民政の在り様は大きく改変されるところがあつたが、その際藩主管工事の基準数値について本書に記載されているところが改変されたことも考えられる。また西洋技術（例えば砲台建造技術等）の導入によつて、土木工事技術の変化も考えられるのである。

本書と同種のものに『下村弥三右衛門手控』（山口県文書館蔵毛利家文庫11 政理汗）がある。この覚書は、明和から寛政にかけて撫育方・所帯方・先大津代官・遠近方等のポストを勤めた下村弥三右衛門政武が、その職務上必要な知識をまとめたもので、民政全般にわたっている。また民政担当上の心得を説いたものに前記の『県令初問集』があり、必携法規集的性格のものとして佐藤寛作輯の『佐藤寛作手控』（刊行されている）がある。いづれも研究者にとって必読のものであろう。

## 原藤輔在府日記

江戸番手所勤日記（仮題）

本書は、大組の士で大組物頭（鉄砲頭）であつた乃美虎太郎が、江戸勤番となり天保九年（一八三八）四月に出府し、長州藩邸桜田上屋敷においての公務所勤日記である。萩市立図書館に蔵されているものであるが、惜しむらくは後半が失われており、天保九年四月から翌十年四月まで（この期間は、藩主毛利敬親は参勤が明けて帰国していた）の分しか残っていない。しかし江戸においての大組物頭が、またその配下の者が、どのような職務に従事していたか、その大体を識<sup>し</sup>ることができる。

江戸の長州藩邸は、幕府との対立抗争期の元治元年（一八六四）七月に幕府によって接收され取壊されたので、その際江戸藩邸に蓄積されていた諸文書類は失われ、今日研究上に支障を生んでいる。従つて今日から江戸における長州藩邸の動きを探るには、江戸で所勤した者の覚書や日記、国許の家族等への手紙、或いは国許の藩庁へ送られてきた公文書や報告文書等によつて考究するしかない。乃美虎太郎のこの日記も、政治の動きに關与するような内容のものではないが、藩邸日常業務の姿を語ってくれるものとしての資料価値を認めることが出来るものである。

日記から読みとれる大組物頭としての乃美虎太郎の職務は、藩邸の整備 担当の藩邸門での出入者の確認、管理、或いは藩行事等に必要な用員の提供（供給配分）を主とするものであつた。虎太郎自身は、藩

の使者の役目も勤めている。

虎太郎のポストは政治的な部署ではないので、当時藩が直面していた政治情況（例えば、藩政改革が緊急な課題であった時期であるので、それをめぐる藩邸内の空気や藩士の意見等）については記されていない。また幕府関連の記事も出てくるが、事務的な用務に過ぎない。それでも幕府大目附からの廻状や老中からの交付文書 文政南籙貨発行による旧貨回収の件・不景気による各道中宿場の宿賃等値上げの件が間々写し取られており、そこから幕府の民政対策が窺えて興味を覚えさせられる。

将軍・大御所等の外出が再々行われているが、その度に通行警備に出動させられ、また藩主一族の外出等にもお供の者の提出が求められ、それが一々記録されるが、それは日常の公務であつたのである。

その他藩主家の吉凶行事の際の動員もある。日記に記されている主なものを挙げると、毛利重就（英雲公）の五十回忌、同斉元・斉広の三回忌、八重姫（毛利斉熙女）と徳山藩主毛利元蕃との婚礼がある。

この日記が、いつ頃図書館に収蔵されたのか分からないが、余白に記された先人の注によれば、萩石屋町居住の原という家から出たものである。当時の原家当主の二代前の原藤輔のものと伝えられていたようで、そこから「原藤輔在府日記」と題名が与えられていた。しかしそれは誤りで、乃美虎太郎の日記であることは、内容を読めばすぐ分かることである。そこからこの図書館所蔵のものが、乃美虎太郎自筆のものか、或いは原藤輔が転写したものかの問題が出てくる。

乃美虎太郎の禄高は、マツノ書店刊『萩藩給禄帳』によると二五〇石（外に五〇石減少石）。大組物頭

を勤めたのは文政十三年（一八三〇）三月一日から天保十二年（一八四一）十月十五日の間と、のち権右衛門と改称して嘉永元年（一八四八）九月七日から同三年五月六日まで勤めて目付役に転じ、それを安政三年（一八五六）十月八日まで勤めて山代宰判御仕組都合役となっている。

## 江戸御番手往帰諸

安政四巳ノ春より同五年ノ夏迄

島尾家は宝暦年時に禄高三百六拾六石であつた大組中級の藩士である。代々の当主は、施政事務関係である。役方よりも、武士本来の職務である。番方を勤めることの方が多かつたようである。宝永から享保に及んでの当主島尾甚右衛門種良は三田尻町奉行・公儀人（幕府や他藩との交渉役）を勤め、元文から宝暦にかけての当主島尾五郎右衛門種親は町奉行（萩）・公儀人を務めているが、これは例外のケースであつた。

『安政四巳ノ春より同五年ノ夏迄江戸御番手往帰諸』は、幕末期島尾家の当主島尾五郎右衛門が書き残したものである。当時彼は目付役を勤めており、江戸勤番を命ぜられたのである。安政四、五年といえは、アメリカとの通商条約締結をめぐつて国内の議論が沸騰していた時であり、いわゆる井伊直弼による安政の大獄の前夜で政情は緊迫していた時期である。その時代の緊迫した空気は、この記録には一切影を落していない。ただ藩府に提出した文書を控えただけのものである。その点物足りなさを覚える。

## 年表心控

幕末期の変動に翻弄された長州藩の状況とその痕跡を再認しようとして、年表の作成を意図し、その資料となる事柄を集めて書き留めたものがこの『年表心控』である。資料収集もまだ半途のようであるが、安政六年（万延元年）から元治元年までのものが記されている。この対象の時期は、長州藩の一番苦難な時であった。記録されている事柄は一応各年毎に括弧してあるが、記事の月日は前後したままであって、整理されたものとはなっておらず、全く初歩的な作業段階のものであることが判る。

その採録されている記事（出来事）も、長州藩が中央に乗り出して関係したことで時代の大きな動きとなった事柄の多くは落ちており、時代を体得・追体験する為の年表としては物足りないものとなっている。それもまだ未完成であるからかも知れないが、恐らく作者は時代の動きの渦中に身を曝すことはなく、萩の地に居て時代を受け止める立場に身を置いていた藩士の一人であったかと思われるのである。京都での八・一八の政変も、下関での攘夷戦争も主題となっていない。そしてこの『年表心控』は俗論派の石見国（現島根県）への脱出記事で終わっている。

そのように本書は物足りないものであるが、時局の切迫にともなって緊張を加えてくる採録者自身の日常勤務に関係する事柄 例えば生活規制である「品定め」の改定とか、明倫館における臨時戦闘教練への動員、また馳走出米率の決定等の藩府からの通達文が書き留められている。このような、大局的な眼から編述され

ている『防長回天史』では採り上げられていない事柄も採録されていて、当時の家臣達の生活的反応を知り得る利点もある。

その中でただ一ヶ所であるが採録者の真情から記された感想が書き留められている。それは、文久三年十月朔日に出された藩主毛利敬親の藩士に対する「親諭書」についてである。それについて、「今少シ早く被差出候ハ、怪我人有之間敷ものを」と批判しているのである。

『年表心控』の作者は誰であるか分からないが、内容記事から推測して、大組頭口羽熊之亟の組に属し、むしろ俗論派に近い心情を持った大組の士と思われるのである。

## 榑崎頼三 提兵日録

明治維新戊辰戦争の実戦記録である榑崎頼三の『提兵日録』は、彼の率いた長州藩部隊（第一大隊二番中隊）の日々の軍事行動を主体に記した「日記」の部と、凱旋後藩主に提出した戦争報告書「戦録略」と、隊員の戦功順位を記した「軍忠状」の三部から成っている。

榑崎頼三は慶応四年（九月に明治と改元）二月に、東山道（中山道）鎮撫軍に編成され先鋒に選ばれた長州藩隊の司令官として出征した。当時二十五歳。東山道鎮撫軍には、参謀として薩摩藩の伊地知正治、土佐藩の乾退助（板垣退助）が加わっている。軍は中山道を進み、乾退助率いる部隊は途中から分れて甲府に向ったが、本隊は碓氷峠を越えて北関東に出、榑崎部隊は忍藩（現埼玉県行田市）を帰順させ、大島圭介・土方歳三等の率いる旧幕府脱走軍と下野国梁田（現栃木県足利市）・上総国岩井（現茨城県岩井町）また宇都宮城攻撃と戦いを繰返してこれを敗走させ、また三斗小屋口（栃木県那須那珂川沿いの道）の会津軍を撃退した。次いで奥羽列藩軍に占領されていた白河城奪回策戦に参加して奪回に成功。反攻を図る反政府軍との間に激戦を展開して撃退し、棚倉・三春・二本松各藩を征服した。八月からの会津藩攻略には、榑崎隊は要衝母成峠に拠る会津及び旧幕府隊との攻防戦でその防禦陣を突破し敗走させる戦功をたてた。こうして会津藩は一举に若松城籠城戦に追い込まれたのである。一か月にわたる若松城攻防の激戦を展開、その間に阿賀野川沿いの越後口を進撃してきた長州藩軍奇兵隊等との連絡を実現、会津藩を九月二

十二日に降伏させる。

榑崎隊の戦闘任務は、会津藩降伏によって終り、その後は捕虜となった旧幕府系の兵士の護送と、彼等の出身藩等への引渡しに従事して軍務を完了。明治元年十二月朔日に山口に凱旋し、戦功を藩主に報告した。

『提兵日録』は、最前線戦闘部隊の記録である為に、日々目前に対処しなければならない戦闘の記録を主とし、戊辰戦争全体の動向や政府内の動きについては目が及んでいない憾みが残るが、東山道軍関係長州藩部隊の働きに関しての一級史料と言えるであろう。戊辰戦争従軍記としては、北越方面で戦った山県有朋の『越の山風』が有名であるが、『防長回天史』は『提兵日録』によって会津攻略までの東山道軍長州藩部隊の戦闘行程を記しているところが多い。『提兵日録』の文章そのままを使用している程である。

しかし、『防長回天史』以外に、『提兵日録』を戦闘経過の資料として援用している戊辰戦争関係書は少ない。殆んど考慮されることがないという状況である。例えば平成十年（一九九八）に新人物往来社から刊行された『戊辰戦争全史』上下二巻を見ると、上述した母成峠（保成峠とも）の戦いには谷干城の『東征私記』が主として引用されているが、榑崎の『提兵日録』は言及されることがない。ただ、引用された『東征私記』に、長州藩隊の桃村発蔵（『提兵日録』では百村発蔵。榑崎率いる長州隊の第一小隊嚮導役で、「軍忠状」では戦功抜群とされている）の名が僅かに出てくるだけである。母成峠の勝利は土州藩主導による

勝利のように読まれ、榊崎の記録と齟齬する所があるように読まれる。『提兵日録』では次のように記される。

「此日亦長州先鋒也。土続之、猿岩上ニ進ム。．．．此地絶壑懸崖層累相承、叢樹森然．．．  
実ニ禽獸モ不潜ノ如地也。即チ隊中十五六人ヲ選ヒ、予引率絶壑ヲ下リ叢樹ノ中潜ル十五六丁、土州藩二十人計リ続之。．．．垂勢テ保成関ヲ取ル。．．．実ニ国境ノ捷ハ長州兵ニシテ、其ノ最  
ハ叢樹ヲ潜ル十五六員ニ在也。」（句読点は引用者。本翻字書では八十九〜九十頁）

このように『提兵日録』が無視されているのは、榊崎が三十一歳の若さで死去した為に、この記録の所在も忘れられて埋没してしまったということであろうか。無視は、防長人士の維新史研究においても同じ状態であるようだ。

榊崎頼三は、弘化二年（一八四五）五月十五日萩城下の土原梨ノ木町に林源八の子として生まれ、元治元年（一八六四）四月に榊崎殿衛豊資（禄高九十三石八斗六合）の養子となった。大村益次郎に師事す。慶応元年（一八六五）五月于城隊に入り、征長の幕府軍と戦う。慶応四年二月、東山道鎮撫軍中隊司令となり先鋒隊として戊辰戦争を戦い、戦功を挙げる。明治三年（一八七〇）十月、兵部省よりフランスに派遣され、明治六年に留学生取締となったが、同八年（一八七五）二月十七日肺患の為に三十一歳で客死した。

『提兵日録』は山口県文書館の毛利家文庫に、中村百合蔵が筆写したものがある。今回、萩市立図書館

蔵『提兵日録』の翻字にあたり、毛利家文庫のものと校合していない。同文庫にはまた『奥羽出征百村発蔵諸文書』その他の関係史料が蔵されている。萩市立図書館蔵のものが榑崎頼三自筆本である可能性も考えられなくはない。

『提兵日録』を見ると、長州藩隊は捕えた敵の斥候兵を、簡単に首を斬った記事がでてくる。斥候に果たただけで、それが首を斬らねばならないほどの事であったのだろうか。捕虜にしておくという手もあつた筈であろう。戦争は、その当事者を非人間的にするよい例である。今日においては戊辰戦争を戦つた双方の立場や人間を、勝てば官軍の目で見めるのではなく、客観的に把握して認識することが必要である。うし、可能である。勿論世良修蔵殺害のことも含めてのことである。

榑崎頼三が、会津戦争における旧幕府軍の捕虜を護送し、その別離の時に、昨日の敵の隊長達を招いて一酌の場を設けて旧事を語り、"我快戦八即彼ノ苦戦ニシテ、我苦戦八則彼ノ快戦ナリ"と印象深い感慨を吐露しているのは、一抹の救いである。



展示史料解説

萩藩を語る藩政期文書

平成十六年九月二十五日 発行

解説 河村 一郎

編集

発行 萩市立図書館